

700500295 B

厚生労働科学研究費補助金

長寿科学総合研究事業

高齢者虐待の早期発見及び早期介入システムに関する国際的研究

(H16-長寿-030)

平成 16 年度～平成 17 年度 総合研究報告書

主任研究者 多々良紀夫

平成 18 (2006) 年 4 月

目 次

I. 総合研究報告	
高齢者虐待の早期発見及び早期介入システムに関する国際的研究	1
多々良 紀夫	
(資料)「高齢期の心配事に関する研究」の意識調査－図表－	
(資料)「高齢者虐待の事例」調査－図表－	
(資料)「高齢期の心配事に関する研究」のアンケート調査票	
(資料) Issue Briefs	
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	50
III. 研究成果の刊行物・別刷	51

I. 総合研究報告書

高齢者虐待の早期発見及び早期介入システムに関する国際的研究

多々良 紀夫

高齢者虐待早期発見及び早期介入システムに関する国際的研究

主任研究者 多々良紀夫 淑徳大学総合福祉学部教授

研究要旨 本研究の目的は、高齢者虐待への取り組みの法制化が進んでいるアメリカとカナダ（特にアメリカ）から学べることを学び、日本国内での研究及び実践活動に反映させることである。第1年度及び第2年度において、複数の独立した、しかし関連した活動を展開した。本総合研究報告書においては、それらの活動の経過と成果について報告を行うものとする。

<研究組織>

主任研究者

多々良紀夫（淑徳大学総合福祉学部・大学院総合福祉研究科 教授）

研究協力者

Ailee Moon（カリフォルニア大学ロサンゼルス校大学院社会福祉研究科長 教授）

塚田 典子（日本大学大学院グローバルビジネス研究科 教授）

Rebecca Lueck（Foster care / adoption consultant/ S.F. Cal. U.S.A.）

平田 佳子（淑徳大学大学院総合福祉研究科社会福祉学専攻博士後期課程）

A. 研究目的

本研究の主要な目的は、高齢者虐待への取り組みの法制化が進んでいるアメリカ及びカナダ（特にアメリカ）から学べることを学び、日本国内の研究及び実践活動に反映させることである。この目的を達成するために第1年度と第2年度において、独立した、密接に関連した複数の活動を展開した。具体的には、第1年度には、以下の活動を

実施した。(1) 高齢者虐待早期発見・早期介入に関するアメリカのキーコンセプト（「虐待の定義」「通報システム」「通報義務者」「通報受理機関」「虐待確認の調査」「虐待確認の基準」「被虐待者の権利と保護」「守秘義務」等）の翻訳及び発信。

(2) 「高齢期の心配事に関する研究」の意識調査をアメリカ（中国系アメリカ人高齢者及び韓国系アメリカ人高齢者100名ずつ合計200名）及び日本に（北海道寿都町・佐賀県佐賀市の2ヶ所で高齢者100名ずつ合計200名）において実施。(3) 日本高齢者虐待防止学会（JAPEA）の高齢者虐待研究の行動計画構築に向けての支援。(4) 『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』（第5版）の発行と配布。(5) 韓国の研究者らへの助言及び技術支援。(6) 先の国際的研究の成果物の配布の継続。さらに、第2年度においては、以下の活動を行った。(1) 高齢期の心配事に関する研究の意識調査を日系アメリカ人100名に実施。(2) 同研究において意識調査を行った合計500名（中国系アメリカ人高齢者、韓国系アメリカ人高齢者、日系アメリカ人高齢者各100名ずつ合計300名、日本国内の日本人高齢者合計200名）の調査データの集計及び分析作業の実施。さらに、分析に基づいて報告書の作成。(3) アメリカの高齢者虐待のキ

ーコンセプトの翻訳の継続と成果物のホームページ上での掲載。(4)『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』(第6版)の発行と配布。(5)高齢者虐待の事例の収集及び分析。分析結果に基づいた虐待事例のナラティブ集の作成。及び(6)「高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日より施行)の英文概要版の作成及び同概要版のアメリカ老年学会(GSA)年次大会及び他の関連大会における発表。これらの活動のうち、本総合報告書においては、「高齢者の心配事に関する研究」の調査結果と高齢者虐待研究の事例の収集及び分析研究結果に重点をおいて詳しく報告することにする。

本研究の第2年度も後半に入った頃、高齢者虐待への取り組みに関する限り、わが国の歴史を変えるような出来事がおきた。すなわち、国会は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(Elder Abuse Prevention and Caregiver Support Law)を第163回特別国会の最終日である平成17年11月1日に成立させたのである。わが国は、平成18年4月1日から施行されるこの法律の成立によって、世界の「高齢者虐待対応先進国」の仲間入りを果たしたのである。しかし、わが国の本当の評価は、この新しい法律をいかに効率的に施行して高齢者虐待を減らし、高齢者の人権を擁護することができるかにかかっているのである。いずれにしても、高齢者虐待防止法が確立されたことにより、わが国は新しい時代に突入したことは間違いのない事実である。

大局的な見地から、この法律の意義について少し述べることにする。本研究の平成16年の総括研究報告書(平成17年4月提出)で触れたように、アメリカを中心とする欧米諸国では、1960年代から今日まで40年間以上にわたって、児童虐待や配偶者への暴力を含む「家庭内暴力」(Family Violence)への対応の法制化が拡大した。つまり、法律を制定して家庭内の暴力を防止したり、被虐待者を保護しようという考え方が広がったのである。その結果、アメリカにおいては、1974年に児童虐待防止法が、そして1992年になって

高齢者虐待防止法が制定されたのであった。それぞれの法律に基づいたサービスプログラムが発達し、新しい家庭内暴力対応専門職(臨床心理学者、ファミリーカウンセラー等)の活動が始まった。アメリカ以外のいくつかの国でも、人権擁護活動家や研究者等が同じような法制化の運動を進めていたのであった。しかし、アメリカのように、3つの異なった家庭内暴力防止法をすべて成立させた国は、これまでに韓国しかなかったのであった。一般的に言って、世界の福祉先進国といわれる北欧諸国、イギリスやカナダなどは、児童虐待防止法及びDV防止法は確立させているが高齢者虐待防止法の制定までに至っていないのが現状である。詳しい理由は、国によって異なるが、結局、国の立法担当者等が「高齢者虐待防止に関する法律は必要がない」と判断したことが、その大きな理由であろう。さらに、本研究の主任研究者多々良らが現地調査を行ったノルウェーなどでは、多くの研究者や福祉専門職も「高齢者虐待の問題は人権擁護活動や公的及び民間のサービスプログラムを強化することで十分対応ができると思うので、国の法律は必要ない」と考えているようである。このような状況の中、1997年に当時米国高齢者虐待問題研究所(NCEA)の所長を務めていた多々良らが設立した高齢者虐待防止国際ネットワーク(INPEA)は、日本を含む30ヶ国以上の国で活動を展開しているのである。それらの国の中で、わが国はアメリカと韓国に続いて3番目に「国レベルの高齢者虐待防止法」を成立させたのである。

さらに一言つけ加えると、わが国は平成12年(2000年)に児童虐待防止法、平成13年(2001年)にDV防止法、そして平成17年(2005年)に高齢者虐待防止法を制定した。すなわち、わが国はわずか5年間に3つのすべての家庭内暴力の防止に関する法律を成立させることができたのである。一方、アメリカの場合、1974年の児童虐待防止法の施行から、1992年高齢者虐待防止(連邦)法の確立まで、18年の長い年月を要したのであった。このような事情をよく知る欧米の活

動家や研究者らは、日本の家庭内暴力への対応の法制化のスピードを高く評価しているのである。しかし、高齢者虐待への対応を含めて、「家庭内暴力への取り組みの立法化の先進国」の1番目はアメリカであることに間違いない。アメリカにおいては、高齢者虐待防止（連邦）法の制定は、1992年であったが、1970年代前半から始まった「成人保護サービス（APS）州法設置運動」の結果、1990年代の初期までには、アメリカのほとんどの州でAPS法か高齢者虐待防止特別法が成立していたのであった。法律の内容を見ても、APS法は、わが国の新しい高齢者虐待防止法と同じように家庭内及び施設内の虐待の両方を対象にしていて、医療や福祉専門職の虐待の通報も義務化しているのである。アメリカは、わが国と同じような高齢者虐待防止法の施行に関して30年近い歴史を有しているということである。

B. 研究方法

「高齢期の心配事に関する研究」

に関する意識調査

この研究は、先の厚生労働科学研究補助金（長寿科学総合研究事業）に支援された「高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する国際的研究」（H13-長寿-026）の主に研究者多々良が、開発して、平成13年度－平成15年度には、世界8ヶ国において、各国で高齢者100名、若者（15歳から22歳）100名（8ヶ国合計1,600名）の大掛かりな意識調査を行ったものが、その最初の形である。正確な研究の名称は「高齢者の権利及び高齢期の心配事に関するアンケート調査」で、日本を含む8ヶ国の内訳は、オーストラリア、カナダ、ノルウェー、韓国、台湾、フィンランド及びアメリカであった。この調査の結果は、多々良が報告書にまとめる一方、2003年にアメリカ老年学会（GSA）年次大会でも発表を行った。その後、平成16年（2004年）になって、多々良は厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）のもと、本研究の主任研究者として就任したのであった。そして、先から述べているように、本研究

においては、校歴の心配事に関する研究をアメリカのアジア系アメリカ人高齢者合計300名及び日本人高齢者200名（合計500名）を対象として行ったのであった。なお、調査票には「アンケート調査」と標記しているが、わが国の研究者の間では「意識調査」がこのような調査の場合、最も頻繁に使われているようである。したがって、本研究でも「意識調査」を使い始めることにした。

高齢期の心配事に関する意識調査は、高齢者に以下の3つの重要な質問をすることが目的である。

(1) 高齢者が最も心配していることは何か、(2) 高齢者は政府が高齢者の面倒を十分に見ていると思うか、そして(3) 高齢者は彼らの権利が政府によって十分守られていると思うかをたずねること。調査票は、この他にもいくつかの高齢者虐待や高齢者の権利に関する質問を含んでいる。

本年度の調査対象者の日系アメリカ人高齢者100名は、カリフォルニア州ロサンゼルス市内及び同市郊外の日系アメリカ人コミュニティから、コンビニエントサンプル法で抽出した。サンプリング及びそれに続くインタビュー調査には、研究協力者のDr. Ailee Moon（カリフォルニア大学ロサンゼルス校大学院社会福祉研究科長・教授）及び同氏のスタッフが協力した。Dr. Moonは、本研究の第1年度における韓国系アメリカ人高齢者100名のサンプリング抽出及びインタビュー調査にもスタッフと共に協力したのであった。最後に、Dr. Moonの本年度の作業に2005年7月から11月にかけて行われた。

高齢者の心配事の意識調査に関しては、第1年度に中国系アメリカ人高齢者100名、韓国系アメリカ人高齢者100名及び日本国内において北海道寿都町で100名の高齢者、佐賀県佐賀市で100名の高齢者（合計400名）のインタビューがすべて終了したのであった。調査データの集計と分析は、SPSSのソフトを使って研究協力者の中島朋子（淑徳大学大学院総合福祉研究科社会福祉学専攻博士後期課程）及び塚田典子（日本大学大学院グローバルビジネス研究科・教授）が担当した。塚田氏は中島氏のスーパービジョンを行う一方、

SPSS ソフトをもとにデータの比較分析と図表及びグラフの作成を行った。これらの作業を終え、塚田氏は最終報告書を執筆したのであった。ちなみに、同様な方法で8カ国における高齢期の心配事に関する意識調査の調査データの分析及び報告書の作成を行ったのは塚田氏であった。

「アメリカの高齢者虐待のキーコンセプトのホームページ上での掲載」

アメリカのキーコンセプトを日本の研究者や実践者に広く配布する方法として、本研究ではインターネット上のホームページを選んだ。当初はニュースレターを印刷して全国の研究者と実践者へ定期的に郵送する計画を立てていた。しかし、印刷代や郵送料が高く、少数の人たちに少ない回数しか発送できなくなるため、インターネットを使って配布することにした。インターネットを使うことによって数多くの人に情報を配布することができるが、情報を受け取る対象を特定できないことは残念である。IT コンサルタントの支援で2,3ヶ月の準備の後、インターネット上に高齢者虐待国際研究プロジェクト (International Elder Abuse Research Group) という名称でホームページを立ち上げた。平成16年9月に本ホームページを公開した。その後、アメリカの高齢者虐待のキーコンセプトの解説の準備が出来次第、ホームページにアップロードしたのであった。先にも述べたとおり、本研究開始当初は「ニュースレター」を発行し、アメリカの高齢者虐待のキーコンセプトを日本の研究者や実践者に広く配布する計画であった。しかし、このようにインターネット上でキーコンセプトの解説を発信するかたちに配布の方法を変えたこと、また完成したキーコンセプトの解説文の内容から、これらの成果物をニュースレターと称するのは適当ではないと判断し、第2年度からは Issue Briefs と名称を変更し、高齢者虐待に関する情報の提供を行った。

「高齢者虐待の事例」に関する調査

平成10年度から3年間、厚生科学研究費補助金(長寿科学総合研究事業)の支援を受けて行った「高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する

学際的研究」の研究成果として平成12年度に作成した『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』を無作為に抽出された全国の在宅介護支援センターと老人デイサービスセンターに配布した。さらに、平成13年度より3年間、厚生労働科学研究費補助金(長寿科学総合研究事業)の支援を受けて行った「高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する国際的研究」においても、本ガイドに修正を加えながら、同様に在宅介護支援センターへの配布を行い、高齢者介護に携わる専門職の高齢者虐待に対する意識の向上に資してきた。この高齢者虐待の事例に関する調査は、平成13年度から本ガイドを配布する際に、高齢者虐待事例票を同封し、日本の介護現場で発生する高齢者虐待の様相を把握することを目的として、高齢者虐待事例の収集を行った。これまで本ガイドは5,000の全国の在宅介護支援センターに配布し、高齢者虐待事例票は3,500の在宅介護支援センターに配布した。

高齢者虐待事例票の具体的な内容は、「虐待の種類」、「被虐待者について(年齢、性別、要介護度、日常生活自立度、痴呆性老人の日常生活自立度、高齢者の特徴)、主な介護者」、「虐待者について(高齢者との続柄、年齢、性別、虐待者の特徴)」、「専門職者による虐待発見のきっかけ」、「虐待の具体的な内容」、「虐待への介入方法」及び「専門職者の考える日本に必要な法律やサービス」等である。収集した高齢者虐待事例の分析を行い、日本国内における高齢者虐待の様相を把握する。倫理面への配慮

本研究チームは、絶えず倫理面に最大の配慮を払い、研究活動を展開してきた。特に高齢者の心配事に関する意識調査において、インタビューを担当した研究協力者らは、高齢者のプライバシーや人権の尊重に最高の注意を払った。調査票には、個人を特定できるような質問項目は入っていないが、インタビュー対象者が絶対に安心できるように努めた。また、高齢者虐待事例の収集に際しては、直接被虐待者に触れることなくデータを収集することができた。また、事例のデータの中に

は個人を特定できるようなものが含まれていると思われるケースがあるため、これからも最大限に配慮していかなければならない。

C. 研究結果

「高齢期の心配事に関する研究」

に関する意識調査

この意識調査のことをよく知っている研究者の間でポピュラーな質問項目は以下の3つである。

(1) 高齢期における心配事はなにか。(2) 政府は高齢者の面倒を十分みていると思うか。及び

(3) 政府は高齢者の権利を守っていると思うか。以下、日本国内とアメリカの調査結果をこれらの質問別に報告することにする。また、わが国の高齢者とアメリカのアジア系高齢者との比較も行うこととする。

まず、高齢期における心配事であるが、わが国の場合、表1に示す通り、佐賀市(n=98)と寿都町(n=98)の高齢者とも、最大の心配事は「自分または配偶者の病気」であった。しかし、佐賀市の高齢者の2番目の心配事が「介護してくれる人がいるか」に対して、寿都町の高齢者は2番目の心配事として「心配事は別にない」という選択肢を選んだのであった。最後に、3番目の心配事であるが、佐賀市の高齢者は「心配事は別にない」を、寿都町の高齢者は「若い人たちの将来」を選択した。次にアジア系アメリカ人高齢者の心配事は何であろうか。表2で明らかな通り、中国系アメリカ人(n=98)及び韓国系アメリカ人(n=100)の最大の心配事は「自分または配偶者の病気」であったが、日系アメリカ人(n=95)は「世界の平和や環境問題」を最も心配しているということであった。2番目の心配事は、中国系アメリカ人が「生活や受診のお金があるかどうかであるのに対し、韓国系アメリカ人は「世界の平和や環境問題」、日系アメリカ人が「介護してくれる人がいるか」であった。次に、3番目の心配事は中国系アメリカ人及び韓国系アメリカ人が「介護してくれる人がいるか」を選んだのに対し、日系アメリカ人は「自分または配偶者の病気」を選択した

のであった。

次に、「政府は高齢者の面倒を十分みていると思うか」について「十分みている」と答えたのは、佐賀市の高齢者(n=98)は、36.0%が「十分みている」と答えた。これは図1に示した通りである。一方、「不十分である」と解答した高齢者の割合は、佐賀市が16.0%で寿都町は35.0%であった。特筆すべきは、実に73.4%の佐賀市の高齢者が「普通である」と答えたことであった。アジア系アメリカ人高齢者の場合、図2が示す通り、62.6%の中国系アメリカ人高齢者(n=99)及び67.3%の韓国系アメリカ人高齢者は、「十分みている」と答えたが、日系アメリカ人高齢者(n=94)で「十分みている」と回答したのはわずか23.4%であった。さらに「不十分と答えた高齢者の割合は、中国系アメリカ人高齢者では、16.2%、韓国系は7.1%、そして日系は13.8%であった。最後に特筆すべき事項として、62.8%の日系アメリカ人高齢者が「普通」と回答していたことである。

続いて、「政府は高齢者の権利を守っていると思うか」についての調査結果を報告する。まず、図3で明らかなように、佐賀市の高齢者(n=90)で「十分守っている」と答えたのは8.9%であったが、寿都町の高齢者(n=97)は、23.7%が「十分守っている」と回答した。次に、「不十分である」と答えた高齢者の割合は、佐賀市の場合30.0%で、寿都町は45.4%であった。最後に、佐賀市では61.1%、寿都町では30.9%の高齢者が政府が高齢者の権利を守っていると思う程度を「普通」と回答している。

次に、同じ質問に対するアジア系アメリカ人高齢者の回答をみてることにする。図4が指名している通り、中国系アメリカ人高齢者(n=100)の69.0%が政府は高齢者の権利を「十分に守っている」と答えた。韓国系アメリカ人高齢者(n=99)の76.8%も同様に「十分守っている」と回答したが、日系アメリカ人高齢者(n=88)の場合、「十分守っている」と答えた者は17.0%しかいなかった。

「アメリカの高齢者虐待のキーコンセプトのホ

ームページ上での掲載」

本研究においてとりあげたアメリカの高齢者虐待のキーコンセプトについて紹介する。第1年目にとりあげたキーコンセプトは、(1)「アメリカの高齢者虐待通報システムと通報義務者」(Vol.01 2004/10)、(2)「アメリカの高齢者虐待通報システム及びその他の要因の効果」(Vol.02 2004/11)、(3)「アメリカの長期ケアオンブズマンプログラム」(Vol.03 2004/12)、(4)「リスクを測定・評価するための道具」(Vol.04 2005/01)の4つであった。第2年度には、(1)「カリフォルニア州において金融機関の従業員が虐待の通報義務者となる」(Vol.05 2005/09)、(2)「成人保護サービス (APS) 法の改正の近況についてのアメリカ弁護士会 (ABA) の発表」(Vol.06 2005/0)、(3)「The Law for Preventing the Abuse of Older and Providing Assistance to Caregivers」(Vol.07 2005/11)、(4)「2005年ホワイト・ハウス高齢者会議 (WHCoA) (The 2005 White House Conference on Aging)」(Vol.08 2005/09)、(5)「高齢者虐待の通報の調査 (Investigation of Elder Abuse Reports)」(Vol.09 2005/09)の5つのキーコンセプトをホームページ上でとりあげた。2年間で合計9つの高齢者虐待に関するキーコンセプトを掲載したことになる。

「高齢者虐待の事例」に関する調査

日本における高齢者虐待事例研究は、研究方法で述べたように、先の研究から全国の在宅介護支援センターの専門職を対象に「高齢者虐待事例票」を送付し、合計81の高齢者虐待事例票が回収された。「高齢者虐待事例なし」という事例票を含むため、有効な事例は76ケースであった。

まず、高齢者の受けた虐待の種類は(複数回答)、「身体的虐待」が50.0% (n=38)、「世話の放任」が51.3% (n=39)、「心理的・情緒的虐待」が48.7% (n=37)、「経済的・物質的虐待」が26.3% (n=20)、「自己放任」が7.9% (n=6) ケース、「その他」が3.9% (n=3) で、「性的虐待」は報告されなかった。複数の虐待が重複して起こっているケースは、76ケース中43ケースとなっており、6割近

いケースにおいていくつかの虐待が重なって発生していた。また、重複している虐待の種類数は、1種類から5種類が重複しているケースと幅があり、虐待が1種類というケースは33ケース、2種類が25ケース、3種類が13ケース、4種類が4ケース、最後に5種類が1ケースであった。

次に被虐待者の特徴であるが、被虐待者の年齢は平均81.3歳、性別は男性が22.4% (n=17)、女性が77.6% (n=59)であった。被虐待者の「要介護」の状況は、「要支援」が2.9% (n=2)、「要介護度1」が22.3% (n=15)、「要介護度2」が22.3% (n=15)、「要介護度3」が19.4% (n=13)、「要介護度4」が26.8% (n=18)、「要介護度5」が5.9% (n=4)であった。さらに、被虐待者の「障害老人の日常生活自立度」の状況は、「ランクJ」が20.0% (n=13)、「ランクA」が36.9% (n=24)、「ランクB」が29.2% (n=19)、「ランクC」が24.6% (n=10)であった。被虐待者の「痴呆性老人の日常生活自立度」の状況は、「なし」が26.1% (n=18)、「ランク1」が23.2% (n=16)、「ランク2」が26.1% (n=18)、「ランク3」が0.1% (n=7)、「ランク4」が10.5% (n=8)、「ランクM」が4.3% (n=3)であった。被虐待者となった高齢者の主な介護者は(複数回答)、「配偶者」が15.8% (n=12)、「息子」が17.1% (n=13)、「娘」が13.1% (n=10)、「嫁」が30.2% (n=23)、「兄弟姉妹」が3.9% (n=3)、「その他」が3.9% (n=3)「介護者なし」が7.9% (n=6)であった。虐待者の続柄については(複数回答)、「配偶者」が10.5% (n=8)、「息子」が47.4% (n=36)、「娘」が13.2% (n=10)、「嫁」が25.0% (n=19)、「兄弟姉妹」が3.9% (n=3)、「その他」が10.5% (n=8)であった。

さらに、介護者と虐待者が同一の人物であったケースは、75ケース(有効回答数)のうち45ケースであり、ほぼ6割が介護者と虐待者が一致していた。

最後に、在宅介護支援センターの専門職が虐待を発見したきっかけであるが、本人から訴えが、17ケース、在宅介護支援センターが訪問(聴取)時に発見したというケースが13ケース、デイサ

ービス利用時が9ケース、近隣からの通報が8ケース、虐待者からの相談が8ケース、家族からの相談が7ケース、ケアマネジャーによる発見が6ケース、主治医が発見し通報したケースが3ケース、民生委員からの通報が2ケース、他機関（役場、老人福祉センター、ショートステイ、保健センター、公民館等）からの連絡が10ケースであった。

収集された具体的な高齢者虐待事例をいくつか報告する。

- 被虐待者は74歳の女性で、要介護度4、日常生活自立度のランク4、そして痴呆性老人の日常生活自立度はランク4という身体状態である。認知症が重度であり何をどうしてよいかわからない状態である。排泄も居室内にってしまうことが多い。虐待者は長男で現在42歳である。母親の認知症を受容できずにいる。虐待は、被虐待者がデイサービス利用時、入浴の介助中に転倒ではないと思われる頭部や顔面に無数の傷を見つける。また、背中にはかき傷、腹部に1周紐で縛ったと思われる線状の赤い痕が残っていた。デイサービス職員より連絡を受け確認のために、訪問し、被虐待者である長男と面接をする。当初は、母親を家から出したい様子がみられ、月1回のペースでショートステイの利用から始め、デイサービス利用、ホームヘルパーの利用へとつなげた。訪問を頻回に行い、話を聞くことで家族の負担軽減に努めた。被虐待者本人の身体機能低下で問題行動が減り、虐待もなくなった。
- 被虐待者（74歳・女性）は、糖尿病でインスリン療法を要し、ホームヘルパーを利用して生活している。虐待者である次男（38歳）と二人暮らしで、被虐待者の年金収入とアパート収入で生活している。入院費用や介護サービス費用の滞納から被虐待者より話を聞くことになった。家は足の踏み場もないほど乱雑である。次男は高校中退後、定職につかず収入が不安定である。母親の年金振り込みの

口座からすべての年金を下ろし使い果たし母親にはお金を渡さないため、介護サービス費だけではなく、光熱費や日用品も購入できない状態にある。サービスの利用を継続しつつ、対応料金の支払いについて次男と話し合いを持つにもかかわらず、料金滞納を繰り返すため地域福祉権利擁護事業の利用に結びつけた。その結果、各方面への支払いは滞ることはなくなったが、母親の必要経費、小遣いを次男は取り上げる状態は続き、改善されていない。

- 被虐待者（82歳・男性）は、かつてアルコール依存症で家族は手を焼いていた。おしやれで社交的な性格だが、介護者である妻に関してはすべて気に入らず頭ごなしに声を荒げたり、否定的な発言が多い。身体的には自立している。虐待者は同居している嫁（50歳・女性）で、仕事をしており収入はあるが、パチンコですべてを使い果たし、被虐待者夫婦にお金を出すように強要する。年金の支給日の直後はそれが顕著で、抵抗すると暴力に及ぶこともある。また、排泄時に汚してしまったトイレを掃除する被虐待者に対して、さらに汚したと腹をたて虐待者の嫁は、被虐待者にまたがって殴る。被虐待者が言葉で反発すると今度は孫が玄関まで引きずって行き殴る、蹴るの暴行を加えるようなこともあった。虐待の事実は、虐待を受けた2日後、本人が痛がる為、妻が付き添って診療所を受診する。看護師が本人の腕の傷に気付いて医師に報告し、妻の口から虐待の事実が確認された。

D. 考察

「高齢期の心配事に関する研究」

に関する意識調査

まず、高齢期の心配事に関していえば、佐賀市、寿都町、中国系アメリカ人及び韓国系アメリカ人の高齢者の最大の心配事が「自分または配偶者の病気」であるということが確認されたことは意義深いことであった。特に、回答の内容を詳しく検

討すると、中国系アメリカ人高齢者の60%が自分または配偶者の病気のことを最も心配していることが分かった。日本の高齢者の場合も、佐賀市と寿都町の約40%強の高齢者が自分または配偶者の病気を最大の心配事に挙げていた。日系アメリカ人高齢者30.5%が「世界の平和や環境問題」を最も心配する事項として挙げた理由はよく分からない。しかし、韓国系アメリカ人高齢者(27.0%)も、この問題を2番目の心配事として挙げたこと、そして寿都町の高齢者(25.0%)が「若い人たちの将来」を2番目の心配事として挙げたことは、何か共通するものがあるように思われるが、判明しているデータでは、これ以上のことは分からない。さらに、27.0%の佐賀市の高齢者、26.0%の寿都町の高齢者が「心配事は別にない」と回答したことは興味深い事実である。主任研究者多々良は、寿都町においてはインタビュー調査に協力したが、このときの調査対象者の一人もこのように回答したことを忘れることができない。

次に、国が高齢者の面倒をみていると思うかについて、図1が示すように、寿都町の高齢者の回答は、3つの回答の選択肢に同じように配分されていて興味深い。36.0%の高齢者が「十分である」と回答し、35.0%が「不十分である」と回答し、さらにそれらより少ない高齢者(29.0%)が「普通」と答えたことは、佐賀市の高齢者より「はっきりものを言う高齢者」がそこにいたのではないかと推定できる。特に7割以上の回答が「普通」であること、「十分であると」「不十分である」の回答者の割合はわずかであるという佐賀市の高齢者の回答パターンと寿都町の回答パターンを比較すると、寿都町の高齢者の強い気質とか独特の文化的背景が浮かび上がってくることを筆者はとめることができない。ちなみに、寿都町は昔ニシンの漁港として大変栄えたということが分かった。

図2で明らかのように、6割以上の中国系及び韓国系アメリカ人高齢者が、政府は高齢者の面倒を「十分みている」と答えたことは興味深い。わ

ずか2割強の高齢者が「十分である」と答え、6割以上が「普通」と回答した日系アメリカ人高齢者の回答パターンは、典型的な「日本的回答」であろうか。先の佐賀市の高齢者の回答パターンと同じである。いずれにしても、これらの3つのグループのアジア系アメリカ人高齢者で政府の高齢者に対する対応が「不十分である」と回答したものの割合が少ないことは興味深いことである。

続いて、図3が示すように、佐賀市の高齢者も寿都市の高齢者も、政府が高齢者の権利を十分守っていると思うものは少数であることが分かった。6割以上の佐賀市の高齢者が「普通である」と答えたのは気にかかるが、これは佐賀市の高齢者の回答パターンとして確立されたものといってもよい。寿都町の高齢者半分近く(45.4%)が、政府の高齢者の権利擁護活動は「不十分である」と答えたことを評価したい。

最後に、図4が示しているように、先の質問の回答と同じように大多数の中国系アメリカ人高齢者と韓国系アメリカ人高齢者は、政府の高齢者の権利擁護活動は「十分である」と回答しているが、日系アメリカ人高齢者で「十分である」と答えたものは2割以下であった。しかし、他のアジア系アメリカ人高齢者と同じように、「不十分である」と発言した日系アメリカ人高齢者の割合は1割程度で、約7割は「普通」と回答したのであった。これは典型的な日本的回答パターンであることに間違いのないであろう。

「アメリカの高齢者虐待のキーコンセプトのホームページ上での掲載」

まず、第1年度においてホームページ上にIssue Briefとして掲載した高齢者虐待のキーコンセプトは4つであった。「高齢者虐待通報システムと通報義務者」(Vol.01 2004/10)及び「アメリカの高齢者虐待通報システム及び他の要因の効果」

(Vol.02 2004/11)については、アメリカのほとんどの州は法律で高齢者虐待の早期発見の必要性を説き、いくつかの専門職に虐待の通報を義務付けている。一方、日本は高齢者虐待防止法の法

案を検討しているが、新聞報道によると与党の法案は介護専門職に通報を義務付けているようである。主任研究者多々良は、最近高齢者虐待防止法案を国会提出すべく準備中の立法担当者らと会話をする機会があったが、その人たちがアメリカの高齢者虐待や高齢者の権利擁護に関する法律を勉強しているということがわかった。

次に、「長期ケアオンブズマンプログラム」(Vol.03 2004/12) は、施設に入所している高齢者の人権擁護を目的とした法律である。アメリカでは、家庭内での高齢者虐待と施設での高齢者虐待とを異なった法律で対応している州が多い。日本の場合、現在考えられているのは、家庭内の高齢者虐待への取り組みの法制化のみであり、施設内虐待は現在の動きの中に入っていないようである。施設内虐待への取り組みの立法化が、日本では政治的に難しいということもあるが、他国の施設内虐待の法律やプログラムを研究した者が日本では少ないということも、この分野の発達が遅れている大きな原因ではないだろうか。

次に、「高齢者虐待のリスクアセスメント」(Vol.04 2005/01) であるが、この領域は日本では全く遅れているといっても過言ではないだろう。高齢者の分野でリスクアセスメントを専門に研究している研究者は、日本ではまだいないのではないかと思われる。アメリカでも妥当性や信頼性が確立された高齢者虐待リスク評価尺度は多くない。本研究の主任研究者多々良は、アメリカにおいて児童虐待の分野でリスク測定尺度の開発に係る研究者の養成を15年以上にわたって行った。そして、その経験から学んだノウハウを高齢者虐待分野で再現しようと試みたが、成功しなかった。この分野でリスクアセスメントの研究者が生まれるのはかなり先のこともかもしれない。

第2年度においても、第1年度と同様にアメリカの高齢者虐待の5つのキーコンセプトを Issue Brief としてホームページ上で掲載した。以下、これらの5つのトピックを簡単に紹介することにする。まず、「カリフォルニア州において金融機関の従業員が虐待の通報義務者となる」(Vol.05

2005/09) は、2006年1月1日から施行される法律によって、銀行や労働組合の従業員が、高齢者虐待の「通報義務者」になるということを決められた。この法律は画期的なことを達成したのであった。なぜならば、カリフォルニア州の成人保護サービス (APS) 法は、経済的虐待を含んでおり、福祉専門職、医師、看護師などの専門職は通報を義務づけられていた。しかし、銀行と信用組合の職員は通報義務者ではなかった。その理由はただ一つである。カリフォルニア州の銀行の組合が銀行や信用組合の従業員が高齢者虐待の通報に関わることに強烈に反対したからであった。新しい法律の提案者 (州議会の議員たち) や支援者らは、数年間以上もかけて、銀行や信用組合の連合体の役員や職員に通報の重要性を説いたのであった。これは、あまり知られていないことであるが、アメリカの多くの州では、APS 法のような高齢者虐待防止法が施行されていて、経済的虐待も防止の対象になっているが、「銀行員」が通報義務者として規定されている州はまだ少ない。

次に、「成人保護サービス (APS) 法の改正の近況についてのアメリカ弁護士会 (ABA) の発表」(Vol.06 2005/10) は、アメリカ弁護士会 (ABA) が、最近の APS 法の改正の傾向について調査と分析を行い発表した内容を示したものである。2003年と2004年には、多くの州が APS 法の改正を行ったが、それらの改正にはある傾向がみられる。まず、虐待の定義を変えたこと及び通報制度に関する規定を変更したことが大きな動きであった。アメリカでは法律は「生き物」のように絶えず変化・進化しているのである。

「The Law for Preventing the Abuse of Older and Providing Assistance to Caregivers」(Vol.07 2005/11) は、わが国の新しい高齢者虐待防止法の英訳である。国会は第163回臨時会議の最終日の平成17年11月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」を成立させたのであった。本研究の主任研究者多々良は、この法律の主要な部分を英訳して、同年11月16日から21日まで、フロリダ州オーランド市

で開催されたアメリカ老年学会（GSA）年次大会において法律の要旨を発表したのであった。多々良は、GSAの高齢者虐待分科会の委員長を15年以上務めているので、まずその分科会において、わが国の画期的な高齢者虐待防止法の内容を説明したのであった。また、2006年のGSAの年次大会において、多々良はこの法律を世界に発信するために「シンポジウム」の申請を行った。

続いて、「2005年ホワイト・ハウス高齢者会議（WHCoA）（The 2005 White House Conference on Aging）」（Vol.08 2005/12）は、10年に1度行われるホワイト・ハウス高齢者会議（WHCoA）のことを述べたものである。WHCoAは1961年に最初に開催されて、その後1971年と1995年の合計3回しか開かれたことがない貴重な会議である。今回は4回目の会議であった。多々良は1995年の会議において、大統領と連邦議会から正式に選ばれた「代表」として出席したが、今回は「国際陪席者」としてホワイト・ハウスから選ばれたのであった。会議の目的は、アメリカの高齢化についての様々な課題や問題を検討して、今後10年間の政策提言を行うことである。高齢者虐待問題の研究者の代表として選ばれた多々良の役割は、アメリカの研究者のサポートをすることであった。

最後に、「高齢者虐待の通報の調査（Investigation of Elder Abuse Reports）」（Vol.09 2006/01）は、アメリカにおける高齢者虐待の確認のための調査がどのように実行されているのか説明したものである。虐待の確認調査は大変難しいものであるが、わが国の高齢者専門職は、平成18年4月1日から施行される高齢者虐待防止法によって、虐待の通報を受け、その虐待を確認するために証拠を集めて、虐待が発生したのか判断をしなければならないのである。アメリカでは、児童保護サービス（CPS）や成人保護サービス（APS）の専門職は、虐待確認調査に関する正式な訓練を何十時間設けなければ現場で活動できない仕組みになっているのである。わが国の児童サービス専門職や高齢者サービス専

門職は、虐待確認調査についてどのくらいのトレーニングを受けているのであろうか。

「高齢者虐待の事例」に関する調査

「高齢者虐待の事例」に関する調査では、全国の在宅介護支援センターの専門職から76ケースの高齢者虐待事例を収集することができ、分析を行った。まず、本研究で収集した事例では、世話の放任（51.3%）、身体的虐待（50.0%）、心理的・情緒的虐待（48.7%）の順に多かったが、発生した虐待の種類で注目すべきこととしては、6割近いケースにおいて何種類かの虐待が重複して発生している点である。また、6ケースと数は少なかったが、自己放任（セルフネグレクト）、つまり高齢者自身による自らの健康や安全を損なう行為を高齢者自身が行っているケースが報告された点にも注目すべきであろう。

次に、虐待者の続柄であるが、最も多かったのが「息子」（47.4%）であり、「嫁」（25.0%）、「娘」（13.2%）、「配偶者」（10.5%）の順で多かった。この結果は、他の調査と大きな違いはないだろう。虐待者と被虐待者の主な介護者との一致をみると、主に介護している者が虐待者となっているケースは6割弱と多かった。しかし、「息子」が虐待者である場合と他の家族が虐待者である場合とでは大きな違いがみられた。すなわち、虐待者が「息子」であるケースでは、高齢者を主に介護しているのが他の家族であるケースが多かった（23.7%）のに対して、「息子」以外の他の虐待者（「配偶者」、「娘」や「嫁」）場合では、ほとんどのケースで介護者と虐待者が一致しており、興味深い分析結果といえるだろう。

最後に、虐待を発見したきっかけでは、本人からの訴え・相談が17ケースと最も多かったが、在宅介護支援センターの職員が訪問した時に発見したり、また、高齢者がデイサービスセンターを利用する時や主治医によって発見されるケースなど、福祉や介護及び医療などの専門職が虐待を発見するケースも多かったことも注目に値するだろう。

E. 結論

本研究の目的は、高齢者虐待への取り組みの法制化が進んでいるアメリカとカナダ（特にアメリカ）から学ぶことを学び、日本国内における研究及び実践活動に反映させることである。この目的のために第2年度である本年度は、少なくとも6つの活動を展開したが、本総括研究報告書においては、「高齢者の心配事に関する研究」の調査結果と「高齢者虐待の事例」の収集及びその分析結果を報告した。

高齢者の心配事に関する研究に関しては、本年度は日系アメリカ人高齢者100名しか行わなかった。しかし、昨年度において、中国系アメリカ人高齢者100名、韓国系アメリカ人高齢者100名、日本の佐賀市の高齢者100名及び北海道寿都町の高齢者100名（合計400名）の意識調査を終えているので、すべての調査データの分析結果を報告して考察を加えた。興味深い事実は、日系アメリカ人高齢者を除く、すべての高齢者にとって、「自分または配偶者の病気」が最大の心配事であることであった。日系アメリカ人高齢者が「世界の平和や環境問題」を心配事の順位として、「自分または配偶者の病気」「介護してくれる人がいるか」「老人ホームへ行かねばならなくなること」などより上位においた理由はわからない。この他にも、この意識調査において、日系アメリカ人高齢者の興味深い回答が2,3あった。

日本人高齢者の解答パターンについても、佐賀市の高齢者と北海道寿都町の高齢者の回答には、明らかな違いがみられた。先に述べたように、調査結果を分析して筆者の感想は、寿都町の高齢者は佐賀市の高齢者と比較して、思っていることをストレートに発言できる気質を有しているであろうということである。

高齢者虐待の事例に関する調査では、全国の在宅介護支援センターの専門職から高齢者虐待事例の分析結果を示し考察を加えた。この高齢者虐待の事例研究では、収集された有効事例は76ケースと少なかったが、被虐待者や虐待者の属性を除き、ほとんどの項目を自由記述形式で情報を収

集し、より具体的な高齢者虐待の情報を得られた。本調査研究では、「自己放任（セルフネグレクト）」事例は6ケースと数は少なかったが報告されている。「自己放任」事例の提供者は、「セルフネグレクトも虐待の範疇に含まれるとは知らなかった」とコメントしているが、自己放任（セルフネグレクト）をどう位置づけるかは検討していくべき課題の一つであろう。ちなみに、平成18年4月より施行される「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」の第2条では虐待を定義しているが、本法律には高齢者本人によるセルフネグレクトは含まれていない。また、「息子」が虐待者である場合、虐待者である息子が高齢者の介護をしているのではなく他の家族が介護を担っているケースが、他と比較し顕著に多いということが分かった。これまで、虐待の発生要因の主要な一つとしてあげられてきた「介護ストレス」であるが、本研究で多くみられた「息子」が虐待者で介護者とは同一人物ではない事例について、虐待に至るまでの経緯を丹念に掘り下げていく必要があるだろう。さらに、福祉や介護及び医療の専門職が高齢者虐待を発見するケースが多く報告されていた。高齢者虐待防止法の第5条において、専門職は高齢者虐待の早期発見に努めることが規定されたが、今後、専門職に対する教育の重要性を示す結果といってもいいだろう。また、サービスを利用せず、家族だけで介護を担っているケースも多く存在することからも、専門職のみならず、一般市民へ的高齢者虐待への情報提供の重要性をも示唆しているのではないだろうか。

F. 研究発表

1. 著書・論文発表

多々良紀夫・塚田典子監訳 2004『世界の高齢者虐待防止プログラム—アメリカ、オーストラリア、カナダ、ノルウェー、ラテンアメリカ諸国における取り組みの現状』明石書店

多々良紀夫 2005「高齢者虐待の問題について」『アップ・トゥ・デート』No.18,pp.2-17

多々良紀夫編著 2006 『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』第6版 長寿科学総合研究事業。
 Noriko Tsukada, Ph.D. Toshio Tatara, Ph.D.
 2005 “Gerontology Programs in Japanese Higher Education: A Brief History, Current Status, and Future Prospects” Gerontology & Geriatrics Education Vol.26, No.1 97-115.
 多々良紀夫 2005 「家庭内における高齢者虐待に関する研究：全国調査（機関調査）の結果の概要」 高齢者虐待防止研究第1巻1号 46-59.

2. 学会発表

多々良紀夫「家庭内における高齢者虐待－全国実態調査の結果」日本高齢者虐待防止学会（JAPEA）第一回大会，東京，2004年7月
 Toshio Tatara “Finding of Japan’s First Nationwide Study of Elder Abuse in Domestic Settings” Scientific Meeting of the Gerontological Society of American (GSA). Washington, D.C. November 2004.
 Toshio Tatara “A Summary of the Results of Japan’s First National Study of Elder Abuse” First Conference of the Korean National Network of Elder Abuse (KNNEA). Pusan, Korea December 2004.
 Toshio Tatara “Finding of Japan’s First Nationwide Survey of Domestic Elder Abuse” at 18th Congress of the International Association of Gerontology (IAG) Rio de

Janiro, Brazil June 26-30, 2005.

Toshio Tatara “Events and Circumstances Leading up to the Drafting of the Elder Abuse Prevention Legislation I Japan” at 18th Congress of the International Association of Gerontology (IAG) Rio de Janiro, Brazil June 26-30, 2005.
 Toshio Tatara “Results of an Additional Detailed Analysis of the Data Generated by Japan’s First Nationwide Study of Domestic Elder Abuse-A Paper Presentation” at 58th Annual Scientific Meeting of the Gerontological Society of America (GSA) Orlando, Florida, U.S.A. November 21, 2005.

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

追記：研究協力員

中島 朋子（淑徳大学大学院総合福祉研究科社会福祉学専攻博士後期課程）
 今泉 美恵（淑徳大学総合福祉学部）
 平田 康江（研究協力員）
 菅原 直美（IT コンサルタント）

◀資料 「高齢期の心配事に関する研究」の意識調査—図表— ▶

(資料)

「高齢期の心配事に関する研究」の意識調査-図表-

表1 高齢期における心配事(2項目選択)の順位

	日本(佐賀)	日本(北海道)
	(n=98)	(n=98)
1. 自分または配偶者の病気	1	1
2. 介護をしてくれる人がいるか	2	
3. 生活や受診のお金があるかどうか		
4. 尊敬を失う/差別/無視		
5. 頼りにできる人がいなくなること		
6. 老人ホームへ行かねばならなくなること		
7. 自分の子供の将来		
8. 世界の平和や環境問題について		
9. 若い人達の将来		3
10. 自分達の安全(犯罪等)について		
11. その他		
12. 心配事は別がない	3	2

表2 高齢期における心配事(2項目選択)の順位

	中国系アメリカ人	韓国系アメリカ人	日系アメリカ人
	(n=98)	(n=100)	(n=95)
1. 自分または配偶者の病気	1	1	3
2. 介護をしてくれる人がいるか	3	3	2
3. 生活や受診のお金があるかどうか	2		
4. 尊敬を失う/差別/無視			
5. 頼りにできる人がいなくなること			
6. 老人ホームへ行かねばならなくなること			
7. 自分の子供の将来			
8. 世界の平和や環境問題について		2	1
9. 若い人達の将来			
10. 自分達の安全(犯罪等)について			
11. その他			
12. 心配事は別がない			

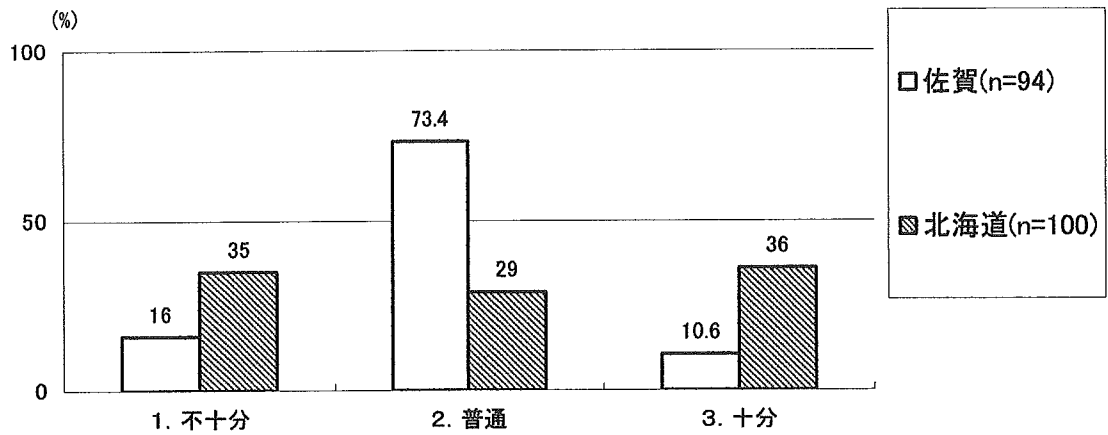


図1 国が高齢者の面倒をみていると思う程度

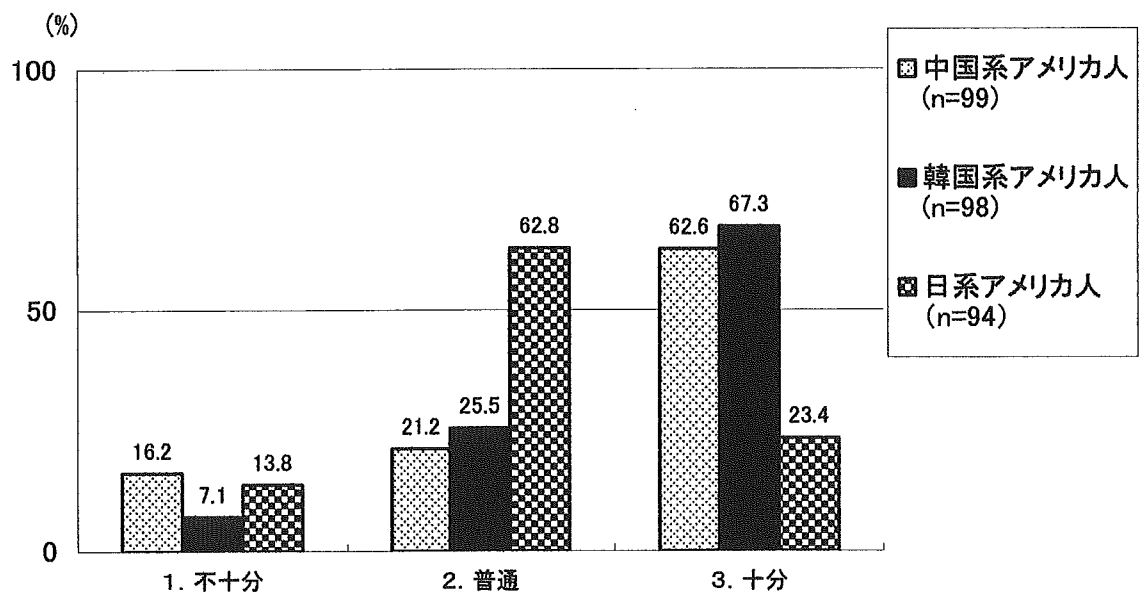


図2 国が高齢者の面倒をみていると思う程度

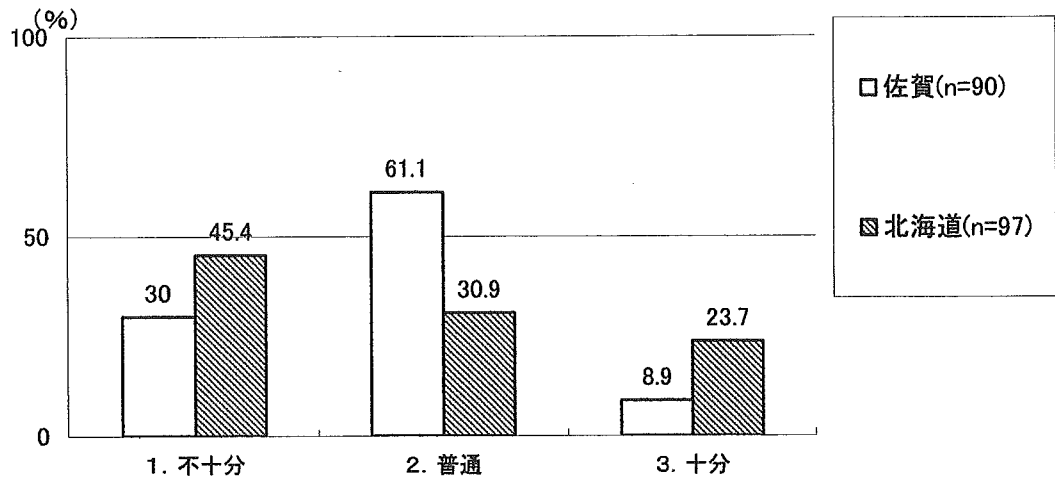


図3 政府が高齢者の権利を守っていると思う程度

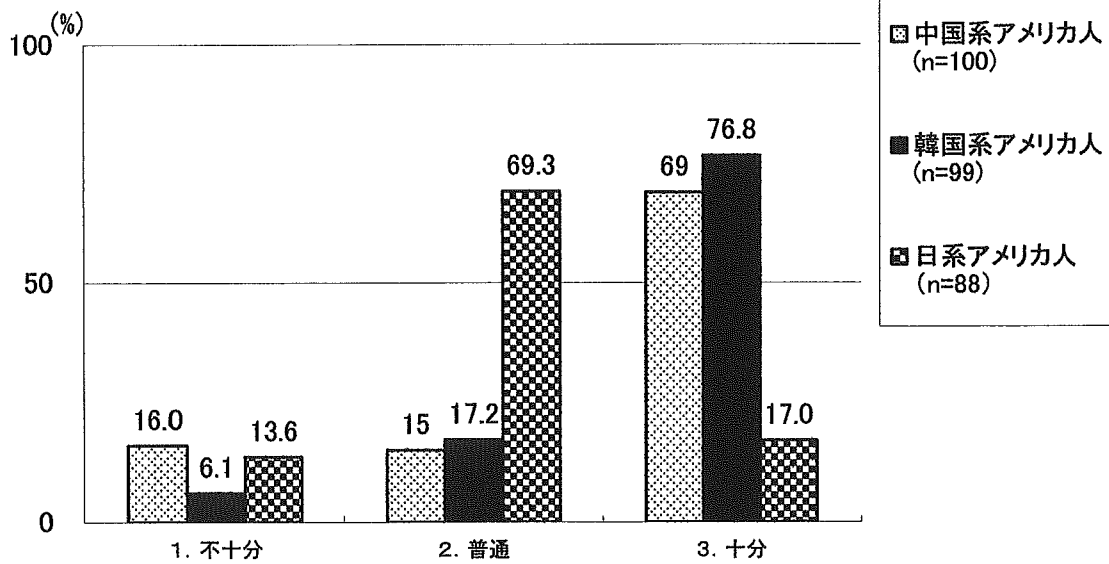


図4 政府が高齢者の権利を守っていると思う程度

◀資料 「高齢虐待の事例」調査一図表一 ▶